

教育旅行誘致事業業務委託仕様書

1. 適用

本仕様書は、公益社団法人 奈良市観光協会（以下「発注者」という。）が実施する業務に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めたものである。

2. 本業務の目的

本業務は、奈良市（以下「本市」という。）への教育旅行（修学旅行・校外学習等）の誘致を目的とし、教育機関への積極的な誘致活動を旅行会社等の専門事業者に委託することにより、本市における滞在時間の延長、宿泊校数・宿泊者数の増加、並びにそれらがもたらす観光消費額の増大、及び発注者が制作した教育旅行に関するコンテンツ、媒体等の普及を図るものである。

3. 予算概要

7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

5. 業務の内容

（1）各機関への効果的な誘致活動

本市への教育旅行誘致活動を実施すること。そのために必要な調整は受注者が行うこととし、誘致活動先、手法等の詳細については、契約締結後、発注者との協議により決定することとする。

① 誘致活動対象

本市への教育旅行誘致活動を行う対象は、各種教育機関（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等）及び旅行事業者等とする。

② 教育機関への誘致活動

- 各種教育機関の教育旅行担当者（教務主任・学年主任等）に対し、直接訪問や説明会を開催する等の効果的な誘致活動を展開するとともに、本市への誘致にあたっての課題・障害についてのヒアリングを実施し、報告すること。
- 各地の教育委員会並びに校長会等に対し、プレゼンテーションや資料提供を実施する等の効果的な誘致活動を展開するとともに、本市への誘致にあたっての課題・障害についてのヒアリングを実施し、報告すること。

③ 旅行事業者への誘致活動

- 教育旅行関連展示会・相談会等への出展、共同出展等により誘致活動を実施すること。
- 教育旅行を取り扱う旅行事業者（教育旅行担当）と連携し、直接的・効果的な誘致活動を開発するとともに、本市への誘致にあたっての課題・障害についてのヒアリングを実施し、報告すること。

（2）地域連携を伴う誘致活動

奈良市内宿泊事業者との連携に基づく「教育旅行受入プラン」を造成し、誘致活動先への宿泊を伴う提案を行うこと。そのために必要な奈良市内の観光資源、体験プログラム、学習施設を活用した行程案を作成すること。また、行程には安全・衛生・食事（アレルギー等）に配慮した受入環境の情報を整理したものを含めること。

（3）既存の教育旅行に伴うコンテンツ並びに媒体等を活用した情報発信

発注者が制作したコンテンツ並びに媒体等を使用するとともに、誘致活動に関する SNS・Web 媒体を活用した PR 支援を実施すること。

（4）課題・方向性の整理

次年度以降の取組の参考となるよう、誘致活動を行ったことで把握した本市での教育旅行実施に向けて、教育機関側や旅行事業者が重視する事項や課題等、今後の方向性等をとりまとめ、報告すること。

（5）発注者との調整・報告

- ・受注者は契約締結後、本業務に関する具体的な活動内容、実施スケジュール、目標値、工程等を記載した「実施計画書」を発注者に提出すること。
- ・受注者は毎月 1 回、誘致活動内容（訪問数、連絡件数、対応内容等）を月次報告書として提出し、進捗について報告するものとする。
- ・「実施計画書」に記載した目標値について、履行期間中の達成が困難と見込まれる場合、受注者は速やかに発注者へ報告し、達成状況の改善に向けた対応策を協議し、必要に応じて「実施計画書」の変更を講じるものとする。

（6）事業完了の報告等

- ・全ての業務終了後、業務完了報告書を速やかに提出すること。
- ・誘致活動の効果を定量的に分析し、業務統括、目標達成度の評価、今後の改善提案について記載すること。
- ・報告書には誘致活動の経過について、教育機関・旅行事業者に大別した上で、機関ごとの詳細を記載するものとする。詳細については、機関名（学年）、人数、直近の方面（宿泊地）、誘致活動の日時と内容、企画書の提出（行程表）、確定した行程内容、本市への誘致にあたっての課題等を記載するものとする。

（7）その他

- ・本業務は令和 7 年度に実施するものであり、教育旅行を実施する年度は問わないものとする。ただし、新規校数としたものについては、教育旅行が終了するまで受注者からの経過・結果報告を行い、終了後に報告書を提出するものとする。

- ・新規校とした教育機関の都合による取り消しは、受注者の業務範疇を超えたものとする。ただし、教育機関の代表者による理由が記載された書面を提出するものとする。
- ・実施効果が高い追加可能な企画など、独自要素があれば提案するものとする。

6. 業務の目標

(1) 誘致活動件数

本業務について、以下の誘致活動を実施すること。そのために必要な調整は受注者が行うものとする。

- ① 新規に本市での宿泊を伴う教育旅行を実施する教育機関への誘致活動を少なくとも 100 件以上（内 30 件以上を私立校）に実施すること。
- ② 本市での宿泊を伴わない教育旅行（校外学習、日帰り修学旅行等）を実施する教育機関への誘致活動を少なくとも 50 件以上に実施すること。

(2) 期待する値

本業務について、以下の値を期待するものとする。

- ① 本市宿泊を新規に決定した教育機関・・・10 件以上
- ② 新規に本市での教育旅行中（日帰りを含む）に発注者が制作した教育旅行ミールクーポン及びデジタル再生古地図等を利用する教育機関・・・20 件以上。

※過去に当該コンテンツの実証実験を行った参加校も新規とする。

(3) 目標値の設定

本業務の実施にあたり、業務の目標について必要な項目と目標値を具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。

7. 業務体制

- （1）本業務全体の企画及び運営の責任者として 1 名配置し、業務遂行管理及び連絡調整等の統括業務を行うこと。責任者は発注者の現状や特色、各種施策・制度を理解し、業務を遂行する能力を有した者を配置すること。

- （2）契約期間中は、本事業の進捗管理及び発注者と情報共有を隨時行える体制を整備し、会議等の調整を速やかに行える体制を整えること。

8. 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、必要に応じて打合せ協議を実施すること。また、議事録を作成し、次の打合せ協議までに発注者にデータで提出すること。

9. 成果品

本業務の実施にあたり、成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務完了報告書 2部
- (2) コンテンツデータ（誘致業務で制作・使用した電子データをDVDに保存した物）
- (3) その他業務実施にあたって制作した成果品

10. 業務上の留意事項

受注者は、業務履行にあたり、契約書に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 基本事項

- ① 業務の実施に関しては、関係法令を遵守すること。
- ② 業務の実施にあたり、受注者は発注者と十分に協議及び連携し、その指示及び監督を受けなければならない。
- ③ 業務の実施に必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- ④ 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、発注者の指示に従うものとする。

(2) 再委託

- ① 業務の全部を第三者に再委託しないこと。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者に対して届出を行い、承認を得ること。
- ② 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(3) 著作権

- ① 本件成果品（これを構成する文章、図面等を含む。以下、同じ。）の所有権及び著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）等の一切の知的財産権は、発注者に帰属する。
- ② 発注者が奈良市の観光振興のために必要な理由を明らかにした上で、本件成果品の加工及び二次使用を求めた場合は、受注者に著しい不利益が生じるものでない限り、受注者は、これを無償で許諾する。
- ③ 上記②での利用様態に応じ、二次利用を行うことがある。
- ④ 本業務の見積金額は、上記の利用条件も踏まえ、積算書を示した上で算出すること。
- ⑤ 成果品が他者の所有権や著作権を侵すものでないこととする。

(4) 契約不適合責任

業務完了後、成果品に不良箇所が発見された場合は、受注者の責任において無償で修正を行うものとする。

(5) 守秘義務

受注者は、発注者から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、他に漏洩してはならない。

（6）個人情報の保護

本業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。